

## 加西市掲示板設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市及び住民相互の広報活動により、地域のコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が設置又は補修を行う掲示板に係る経費の一部を補助することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 一定の区域内を単位とし、その区域内の世帯を構成員として組織された自主的な団体で、加西市区長会に加入しているものをいう。
- (2) 掲示板 自治会における構成員相互の連絡、行政機関の広報その他公益的利用のために自治会が設置した恒久的な構造物であり、当該自治会により維持管理されるものをいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる掲示板は、自治会が設置し、又は補修する掲示板であって設置基準及び規格は別表第1のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該掲示板設置に要する経費の一部とし、別表第2に定める額とする。ただし、用地費及び撤去費用は、補助対象経費に含めない。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする自治会の代表者（以下「補助申請者」という。）は、加西市掲示板設置事業補助申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び設計図面
- (2) 見積書の写し
- (3) 現状の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、内容を審査し必要に応じて現地調査を実施し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助申請書に対し、通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助申請者は、補助事業を完了したときは、補助事業完了後2週間以内又は補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求明細書及び領収書の写し
- (2) 完成後の現場の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の請求)

第8条 補助申請者は、当該事業の完成検査終了後、加西市掲示板設置事業補助金請求書により請求するものとする。

(補助金の交付の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助金の交付の目的以外の用途に使用したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

設置基準	単位自治会又はおおむね世帯数100戸をもって1カ所の割合とする。
規 格	ア 掲示面サイズは、W1800×H900程度とする。 イ 形状は、掲示面に直接雨等がかからないよう透明ガラスの引きちがい戸とする。 ウ 自立型とする場合は、容易に倒れない構造とする。 エ 町名及び自治区等の表示をする。

別表第2 (第4条関係)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
掲示板を新たに設置する場合 (既存の掲示板の建替えも含む。)	設置に要する経費 (工事費を含む。)	1/3	8万円
掲示板を補修する場合 (設置から5年以上経過したもの)	補修に要する経費 (工事費を含む。)	1/3	3万円

